

（6）届出に関する事項

- （1）感染防止対策加算 1 及び 2 の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 35 の 2 を用いること。
なお、当該加算の届出については実績を要しない。
- （2）感染防止対策地域連携加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 35 の 3 を用いること。
なお、当該加算の届出については実績を要しない。

◎出典

厚生労働省「平成 24 年度診療報酬改定資料」